

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

# パート・非常勤部会ニュース No. 17

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2009・10・23

## 「第14回 非正規ではたらく仲間のつどい」を開催



和太鼓「雅」(力強い太鼓が好評)



10月17日(土)、午後1時30分よりクレオ大阪北で、第14回「非正規で働く仲間のつどい」が開催され、6単産1地域から250名が参加をし、学習と交流を深めました。

今回のつどいは、大阪労連パート・非常勤部会、おおさかヘルパー労組連絡会、おおさか派遣・請負センター、大阪労連女性部が共催をしました。

川辺議長が「雇用や貧困の問題が深刻。首都に派遣村ができるなど日本は異様。非正規労働者の正規化、労働条件改善に大阪労連は力を尽くす」と開会あいさつを行いました。



### リレートーク

「朝日放送は労働者派遣法ができる前から音響や照明で偽装請負を作っていた。今、東京高裁で使用者性について争っている」と朝日放送の偽装請負を追求してきた労働者、いずみ市民生協のパート労働者、全国一般のヘルパーステーションで働く介護労働者、府立高校教職員組合の非常勤講師、ケーブル工業で働いていたパート労働者からそれぞれの闘いについて、リレーで報告が行われました。

### 都合よく働かされていませんか

くほんといに仕方ないのく

京都府立大学の中島正雄先生が、非正規にも労働者保護法が適用されること、正社員との格差是正をさせるためにパート労働法や丸子警報器事件がもつと活用できること、不当な解雇・雇止めは許されないことなどを話されるとともに、現行法には限界があり、「待遇改善には法律の改正を勝ち取るう」と話されました。ご自分の娘さんが派遣で働いていた経験も紹介しながら、労働者派遣法改正の運動の強化を強調されました。

## リレートークより

## 府立学校、非常勤講師の給与が年収 18%ダウン

非常勤講師で働いて 20 年目。大阪では 22%を超える非常勤講師が働いています。府立学校では非常勤講師の給与が月額払いから時間額払いに変更され、年収 180 万円の人が 141,700 円に引き下げられました。一時金もありません。5 月にインフルエンザで学校が 1 週間休みになり、去年は賃金保障があったのに今年には本人の責任でもないのに賃金がカットされました。夏休みは月 2 万円の人もいて家賃や介護保険料が支払えなくなり、生活保護を受けたいという人もいます。3 年生は 2 月、3 月が休みなので 3 年生を引き受けたくないという人もでてきています。教育への悪影響。「教育に臨時はない! 非常勤講師が安心して働ける賃金・労働条件を求める署名」を現在、集めています。協力してほしい。

### 基幹業務が子会社に委託され、正規・パート労働者数が減少。子会社で労働組合を結成

いずみ市民生協労組パート部会の労組員は 98 年当時 1750 名だったが、現在は 437 名で、3 分の 1 以下。基幹業務を次々と委託化する中で頑張ってきた仲間が退職して子会社に移っています。そんな中、子会社の労働者にアンケートを配布。アンケートを基に個配で働く労働者に労組説明会を開催しました。労働者からは「残業をすると評価が下がるのでタイムカードを打って仕事をする」「有休をとると評価が下がる」「一番良い評価で夏の一時金は 12 万 5 千円、休んだら 8 万円」などの実態が報告されました。同じ職場で働いている仲間のこのような働き方を放置できないと労働組合の結成をすすめました。9 月 25 日、29 名の仲間が個配分会を結成し、要求書を提出しました。今後も労組説明会を開催し、物流、店舗にも分会を広げ、要求の前進を目指してゆきます。

### 登録型ヘルパーの格差是正を

03 年に結成され、12 名だった組合員が 09 年 80 名に。厚生労働省通達で登録ヘルパーが労働者と認められ、3 年前に委託契約から直接雇用契約に変更となりパート職員に。ところが、他のパート職員には一時金が支給されているのに私たちには支給がありません。登録型ヘルパーは 1 ケ月契約で、利用者が入院や入所で仕事が減ることも多く、雇用が非常に不安定。同じ法人内での格差是正を訴え続け、昨年 12 月、地域労連の支援を受けて抗議文、要請書、ヘルパーがサインした要望書を提出、一時金の予算化を法人に約束させました。しかし、09 春闘では「支給できない」との回答。さらに団交した結果、「一時金をポイント制で支給する」と再回答がありましたが、ヘルパーだけ区別はおかしいとポイント制を撤回させました。パート雇用されてもパートの中での差別があります。10 年以上働く人も明日から仕事をする人も同じ時間給。格差是正を訴え、働き続けられる職場をめざしていきます。

### ケーブル工業はパート労働者 5 名の解雇を撤回し、職場復帰を!

昨年 12 月に注引量が減ったこと、ミスが多いことを理由に解雇されました。私たちは正社員と同じ時間、同じ仕事をし、忙しい時には連日の残業にも応じてきました。違っていたのは時間給 900 円前後で月の手取りが 12 万円前後、ボーナスは年間 10 万円程度ということ。ケーブル工業は赤字を知らない健全経営の会社。ところが暇になった途端、私たちパート労働者を調整弁としてモノ扱いし、解雇。団交を 6



6 回行い、団交と並行して大阪地裁に地位保全等仮処分申し立てを行い、仮処分決定が出されました。決定は整理解雇、普通解雇とも無効と認められたけれど、バックペイはなく、貯金を崩したり、借金をしたりして失業保険で生活してきた者に対し辛苦も省みない非情な決定。会社は頑丈な門戸を設置し鍵をかけ、警備員を配置し、隠しカメラやマイクを設置。団交を拒否し、大阪地裁の決定を不服として起訴命令を申し立てました。本訴の 2 回の弁論が終了。私たちは解雇撤回と職場復帰のため今、署名に取り組んでいます。